

平成26年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
26	<p>意見 4</p> <p>○ 盛岡市夜間急患診療所の利用について</p> <p>盛岡市夜間急患診療所の案内には、比較的初期の軽い症状の場合に受診するように記載しており、現在、市ホームページの「盛岡市夜間急患診療所紹介ページ」では、『子どもの救急医療体制について』として、盛岡市医師会ホームページ『症状からみた医療機関の受診の仕方について』にリンクを貼っている。</p> <p>このリンク先のページでは、子どもの気になる症状から見た、医療機関の受診の仕方について、フローチャートにまとめられており、軽い症状であれば夜間急患診療所、重い症状の場合は二次救急医療機関への受診が誘導されるなど有用であると考えますが、広報もりおかでは、直接盛岡市医師会のホームページを閲覧するようホームページアドレスを掲載しているのみである。</p> <p>ホームページの情報は積極的に閲覧することで初めて目にするものであるから、高い頻度で目にする機会の多い活字媒体である広報もりおかに閲覧先のホームページアドレスを掲載する際には、どのような情報がそのホームページで見られるのかといった見出しを付けること等により、ホームページの閲覧を誘導することが望まれる。</p>	<p>夜間急患診療所の利用については、広報もりおかに掲載している閲覧先のホームページアドレスでの情報内容の見出しの付記等を行うことにより、ホームページの閲覧を通じて医療機関の受診の仕方についての誘導を図り、適切な受診となるよう努めてまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>広報もりおかの盛岡市医師会ホームページ紹介箇所に「市医師会ホームページでは、子どもの症状からみた医療機関の受診の仕方や、盛岡の子どもの救急についての情報を掲載しています。」との説明文を加え、ホームページから得られる情報を伝えることにより、閲覧の誘導を図っております。</p> <p>(企画総務課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成26年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：指定医療機関が具備すべき施設及び設備等について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
51	<p>意見 8</p> <p>○ 指定医療機関が具備すべき施設及び設備等について</p> <p>「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」で規定されている「原則として手術レベル」という医療機関の指定基準について、基準を満たしていない状況を放置すべきではない。</p> <p>清浄度を手術室レベルまで高めようとする取組みなど、具備すべき施設及び設備等の基準に近づけるよう努力することが望まれる。</p>	<p>関係医療機関に対し、清浄度を高めるよう要請してまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>○措置済</p> <p>残り 1 医療機関に対し、具備すべき施設及び設備等の基準について現地を確認の上、清浄度を高める等の取組について指導を行いました。</p> <p>今後も「盛岡市不妊に悩む方への特定治療支援事業事務取扱要領」に基づき指定医療機関の指導に努めてまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。